

第 6557 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 6日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 第三者に対する債務免除

Q : 得意先に貸し付けた金銭が回収不能とされます。債務免除をすれば、貸倒損失として損金に算入することができますか？

A : 第三者取引であれば、一般に認められると思われれます。

【解説】

法人税では、法人の有する金銭債権について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額は、その明らかにされた日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入することとされています。

この場合の貸倒損失の計上は、金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合の債務免除の取扱いですので、その債務者が第三者であることをもって無条件に貸倒損失の計上ができるというものではありませんが、第三者に対して債務免除を行う場合には、金銭債権の回収可能性を十分に検討した上で、やむなく債務免除を行うというのが一般的かと思われれますので、一般には貸倒れとして損金の額に算入することが認められます。

なお、第三者に対して債務免除を行う場合であっても、上記の場合と異なり、金銭債権の弁済を受けることができるにもかかわらず、債務免除を行い、債務者に対して実質的な利益供与を図ったと認められるような場合には、その免除額は貸倒損失には該当しないこととなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

